



流 教 ス 第 7 号

令 和 5 年 5 月 8 日

流山市生涯学習審議会

会 長 土 屋 薫 様

流山市教育委員会



流山市総合運動公園庭球場並びに流山市コミュニティプラザ
室外庭球場及び室内庭球場の利用料金改定について（諮問）

流山市生涯学習審議会条例（平成20年流山市条例第6号）第2条の
規定に基づき、下記の事項について貴審議会の御意見をいただきたく諮
問します。

記

1 諮問内容

「流山市総合運動公園庭球場並びに流山市コミュニティプラザ室
外庭球場及び室内庭球場の利用料金改定について」貴審議会の意見
を求めるものです。

2 諮問理由

流山市総合運動公園庭球場は昭和53年に建設、流山市コミュニテ
ィプラザ室外庭球場及び室内庭球場は平成3年に建設され、長年にわ
たり市民の皆さまから親しまれております。現在もこれらの庭球場利
用者は非常に多く、特に流山市総合運動公園庭球場の利用抽選倍率は
土日祝日で約30倍、平日を含めても約12倍と高い倍率となってい
ます。

このような状況を踏まえ、令和5年3月から令和6年3月末までの
期間で、流山市総合運動公園庭球場の既存のコートの一部を取り壊し
たうえで、計8面から12面に増設する工事を実施しています。

また、既存のまま残る4面分においても令和6年度に人工芝の張替
えを実施する予定です。

庭球場が新しく生まれ変わることに伴い、市の公共施設使用料の算
定指針である「流山市公共施設の使用料設定に当たっての基本方針」

に沿い、受益者負担の観点から、利用料金を「流山市総合運動公園庭球場並びに流山市コミュニティプラザ室外庭球場及び室内庭球場の利用料金改定（案）」のとおり、令和6年度からの改定を検討しております。また、令和2年度に人工芝全面（3面）を張り替えた流山市コミュニティプラザも同様に改定をしたいと考えております。

そこで、「流山市総合運動公園庭球場並びに流山市コミュニティプラザ室外庭球場及び室内庭球場の利用料金改定（案）」について、御意見をいただきたいと思います。

流山市教育委員会
生涯学習部スポーツ振興課
担当：寺田、青木